

議提第3号

小松島市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和5年3月27日

小松島市議会議長 米 崎 賢 治 殿

提 出 者	小松島市議会議員	広田 和三
	〃	杉本 勝
	〃	出口 憲二郎
	〃	池淵 彰
	〃	南部 透
	〃	四宮 祐司

小松島市議会委員会条例の一部を改正する条例

小松島市議会委員会条例（昭和42年小松島市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総務部」を「市長直轄組織，総務部」に改める。

附 則

この条例は，令和5年4月1日から施行する。